

第七回 参議院内閣・建設連合委員会會議録第一号

昭和二十五年三月三十一日(金曜日)  
午後二時八分開会

委員氏名

内閣委員

委員長 河井 彌八君

カニ邦彦君 藤井 新一君

門屋 盛一君 梅津 錦一君

浅岡 信夫君 大野木秀次郎君

大屋 晋三君 小杉 繁安君

下條 康鷹君 竹下 豐次君

町村 敬貴君 堀 眞琴君

三好 始君

建設委員

委員長 中川 幸平君

岩崎正三郎君 仲子 隆君

赤木 正雄君 島田 千壽君

石坂 豊一君 大隅 憲二君

石川 一衛君 田方 進君

安部 定君 久松 定武君

北條 秀一君 細川 嘉六君

佐々木鹿藏君

本日の會議に付した事件

○北海道開発法案(内閣提出、衆議院送付)

〔内閣委員理事藤井新一君委員長席に着く〕

○委員長代理(藤井新一君) 只今より北海道開発法案に關しまして内閣及び建設の連合委員会を開きます。この前におきましては大体提案の理由がございまして、本日は建設委員の方が出ておられるので改めて政府委員から説明がございします。

○政府委員(高辻正己君) 北海道開発の法案の提案理由とその内容の概略を簡単に御説明申し上げたいと存じます。国民経済の復興と人口問題の解決とは、現在我が国が当面する緊急かつ重要な課題でありまして、そのために資源の開発を必要とすることは、言うを俟たないのであります。が、国土の狭小な我が国に取りますと、未開発資源の今尙豊富に存在する北海道を急速に開発することが国家的要請であると存するものであります。北海道の開発は明治の初年以來行われて来たものであります。が、四國の二倍に九州を加えた面積の地に、現在尙、人口僅かに四百万人を擁するに過ぎず、その産業も概ね原始的段階の域を脱していない状態にあるのであります。このような経済的移進地の開発は、総合的な計画の下に経費を重点的に使用するものでなければ、十分な効果を期待できないのであります。が、現在北海道開発事業は、関係各行政機関が個別的に立案施行しているものであります。その間に総合性、統一性を欠き、北海道に投入される国の事業費の効率發揮上甚だ遺憾の点が多いのであります。

これらの点に鑑みまして、政府は、国策として強力に北海道における資源の総合的な開発を行うことを緊急と考へ、これに關する基本的事項を規定するため、本法案を提案することにしたのであります。次に法案の内容の概要を御説明いたします。

第一條は、この法律の目的を規定しているものであります。即ちこの法律は、北海道における資源の総合的な開発に關する基本的事項を規定することとを目的とする旨を規定しているものであります。開発に關する基本的事項として、第二條以下に規定されている事項は、第一に北海道総合開発計画に關する事項、第二は、北海道開発庁に關する事項、第三に、北海道総合開発審議会に關する事項であります。

第二條及び第三條は、北海道総合開発計画に關する規定であります。北海道総合開発計画とは、北海道における土地、水面、山林、鉱物、電力その他の資源を総合的に開発するための計画をいふのであります。が、国は国民経済の復興及び人口問題の解決に寄與するため、北海道総合開発計画を樹立し、これに基く事業を昭和二十六年年度から実施する旨を規定し、国が国策として北海道の総合開発を強力に遂行する意向を明示したのであります。尙北海道開発計画は、国が樹立し、実施するのであります。が、これに關係地方公共団体の意向を十分に反映せしめる必要がありま

りますので、關係地方公共団体が開発計画に關し内閣に意見を申し出ることができるとしたのであります。

第四條以下は主として北海道開発庁に關する規定であります。北海道総合開発計画を樹立し、これを推進するためには、中央にこれを專管する強力な行政機関の存することを必要と考へ、新たに總理府の外局として國務大臣を長とする北海道開発庁を設置すること

といたしたのであります。

北海道開発庁は、北海道総合開発計画について調査し、立案する機関であります。が、同時に開発計画に基く事業の実施に關する關係行政機関の事務の調整及び推進にあたる権限を有するものといたしております。

北海道総合開発計画は前述のように、昭和二十六年年度からの計画であります。が、北海道開発庁は、昭和二十五年年度においても国の執行する北海道の開発に關する事業に關し、必要な事項を調査することができるよう、附則に所要の規定を設けてあります。

北海道開発庁には、長官の下に次長以下の常勤の職員が置かれます。が、別に非常勤の參與十人以上が置かれることになつております。參與は、關係行政機関の職員のうちから長官が命じ、庁務に參與させるものであります。これにより北海道開発庁の任務の遂行にあたり關係行政機関との連絡協調につき遺憾なきを期せんとするものであります。

第八條から第十條までは、北海道開発審議会に關する規定であります。北海道総合開発計画の調査立案等に当たっては、広く各方面の知識経験を活用する必要があるとしますので、北海道開発庁に附屬機関として、北海道開発審議会を置くこととしたのであります。

北海道開発審議会は、両議院の議員、北海道知事、北海道議會議長、及び学識経験のある者のうちから内閣總理大臣の任命する委員二十人以上以内で組織することとし、北海道総合開発計画に關する重要事項について調査審議して北海道開発庁長官に建議し、又、北海道開発庁長官の諮問に應じて、調査審議することとしたのであります。

北海道の総合開発につきましては、事の重要性に鑑み、既にこの法律案の骨子等について、学識経験者の意見を聞かため、事実上の審議会が開催されておつたのであります。が、これは北海道開発庁が設置されまふと不要となるわけでありまふ。しかし北海道開発庁は準備等の事情もあり、昭和二十五年六月一日から発足することとしたのであります。それまでの間右の審議会を法制化し、總理府の附屬機關たる北海道総合開発審議会とし、引き続き北海道の総合開発に關する事項を調査審議せしめ、北海道開発庁に引き継ぐこととしたと考へ、これに關する規定を附則に設けたのであります。

以上を以て、法案の提案理由及び内容の概略の説明といたします。何とぞ慎重御審議の上、可決せられるよう御願いたします。

○委員長代理(藤井新一君) 政府委員からの御説明に對してどなたか御質問ありませんか。

○岩崎正三郎君 先ずお聴きたいのは、この北海道は私共も見ても多量な地域であることは了解されますが、日本の国には、北海道ばかりでなく方々に未だそういう特殊な開発すべき地帯

がある。例えば奥会津地方であるとか、四国の西南地方であるとか、相当の地域があつて、それが、安本或いは建設省あたりでもそれらの開発について調査研究をしてゐる。そういう所があるのに拘らず、北海道だけ特別に、一つの北海道地方自治体の上に特別の機構を作つて、外のそういう方々にあるところの開発すべき特殊な地域に対して何らのこともやつていない。そこに政府が北海道だけを……確かに北海道は特殊性があるが、外の方にも総合開発しなければならぬ所があるにも拘らず、北海道に限つて、北海道長官の上にこういうものを作つてやらなければならぬ理由をもう少し御説明願ひたい。

○政府委員(高辻正己君) お尋ねの点は、至極御尤なことと存するわけでございまして、北海道につきましても、特にこういう法案を作成しました所以のものは、北海道につきましても、これは御承知のように明治初年以來、北海道の開発のために今までに多額の国費を投じましてその開発に當つて来たという歴史的沿革があるわけです。勿論北海道以外の地につきましても、開発の必要といふことは、特に現在の日本の状況から考えまして必要であることは勿論であらうと存するのでありますが、政府におきましては、この外に国土総合開発法案なるものを目下立案しておりました、そちらの方で又この国土の総合的な開発という点について一案を準備しているような状況でございまして、特に北海道につきましても、この北海道開発法を設けました理由は、特に北海道が日本の他の土地に比べまして一段の開発の必要があるといふこと

と、今までにしばしば行われておりまして、この沿革上の必要性というように、この沿革上の必要性というように、なことも加味いたしまして、特別な立法を講じた次第でございまして、

と、今までのように行われておりまして、別に全国的な一括した総合開発法案を制定するという趣意は、一応了解されるが、それと別個に北海道だけが国務大臣を頭に置いて、そういう総合開発をしなければならぬという、ただ単に北海道が今まで明治初年から特殊な開発をやつて来たからという、その沿革の上に根拠をおくように言われるが、どうもそれでは何か北海道だけが、然らば今までの北海道の情勢が悪かつたのが、悪いために特別に国家で干渉しなければならぬのか、これも考えられるが、そういう点について伺ひます。

○政府委員(高辻正己君) 北海道といふものは、これは一つには今申上げたような特別な北海道拓殖というように、観点から、相当長い期間に亘つて開発事業といふものがなされて来ておつたのが一つの特殊な事情であります。と、それから、何と申しましたも北海道は他の地方に較べましては、先程申上げましたように非常に広汎な区域に亘つておりますので、その人口も未だ十分に入つておりませんし、そんな関係も影響もありませんし、これはおのおの相互に影響して来るのであります。ところが、産業も非常に遅れていて、いふやう、他と相当な開きがある土地でございまして、特にそちらの方は特別な考慮を拂ひ、併しながら他の方もこれは決して度外視するものではないといふやうな意味合におきまして、特に北海道について立法を設けたのが趣旨でございまして。

○政府委員(高辻正己君) 大体お話の通りでございまして、国土総合開発法の一応狙ひとしておりますところを申上げますと、中央において国の総合的な開発保全に関する事業計画を樹立し、それから又都道府県関係はその都道府県の区域において、又は数都道府県区域において総合的な開発計画を立案いたしました場合に、国土の総合的な開発保全の見地からこれに必要な助言乃至勧告を與えるといふやうなことが考へられてゐるわけでありまして、そのために国土総合開発審議会というやうな機構が同時に考へられてゐるわけでありまして、やはり北海道も仰せの通り国土の一つの部分でございまして、その開発のことにつきましても、国土全般の開発計画というやうなものと十分調節がとれるやうなことが考へられるかと存するのでありますが、今仰せの通りに、北海道以外の部分についてこの開発というものを決して疎かにしてゐるわけではございません。只今申上げたことによつてそちらの開発を図つて行くといふやうな恰好になつてゐるわけでありまして。

○政府委員(高辻正己君) 北海道といふものは、これは一つには今申上げたような特別な北海道拓殖というように、観点から、相当長い期間に亘つて開発事業といふものがなされて来ておつたのが一つの特殊な事情であります。と、それから、何と申しましたも北海道は他の地方に較べましては、先程申上げましたように非常に広汎な区域に亘つておりますので、その人口も未だ十分に入つておりませんし、そんな関係も影響もありませんし、これはおのおの相互に影響して来るのであります。ところが、産業も非常に遅れていて、いふやう、他と相当な開きがある土地でございまして、特にそちらの方は特別な考慮を拂ひ、併しながら他の方もこれは決して度外視するものではないといふやうな意味合におきまして、特に北海道について立法を設けたのが趣旨でございまして。

○政府委員(高辻正己君) 決してそういうわけではございません。今までも北海道の開発につきましても、国の費用によりましていろいろ計画を立て、それが実施をされてゐるのであります。が、それも大部分は、相当な部分は、現地におきましては北海道知事に委任して行われてゐるわけでございまして、この姿が将来どう変わりますか、この点は実はこの法案が直接にタッチしてゐるところではないのであります。即ち北海道開発事業を調査立案し、それからその事務の推進なり調整に當るといふことでございまして、その実施につきましても、おの／＼その実施機関が當ることになるわけでございまして。ただこの法案の狙ひといひますところは、何分にも北海道の開発の費用、予算の取り方と言ひますか、そういうものが実施の面に響くわけでございまして。そういうものが、各省各庁ばら／＼になされてゐるわけでございまして、そのために一貫性のある計画の実施といふことが満足に行かない恐れがあるわけでございまして。それを統

一的に北海道開発庁といふものを設けて、そこが一貫して計画を立案し、それを実施の機関に移して行く、こういうわけでございまして。従つて実施の機関としては、この法案から直接影響を受けるといふことはないのでございまして。

○岩崎正三郎君 そうすると、実施機関といふものは北海道知事ばかりでなくて外にもあるわけですね。

○政府委員(高辻正己君) 国の事業として行います場合には、これは北海道知事に委任して行つ場合が多いのでございまして、これは要するに委任でございまして、その外に直接にやつておるものもございまして。

○岩崎正三郎君 この法案の御説明によると、北海道の実施する事業の明細なものは余り今の説明では分りませんが、分らないだけに我々はその危険性を感じます。何か自治体であるところの北海道の上にさうな、その目的は結構であろうとも、自治体の公共団体の上に一つの機関がおしかぶさつて行くといふ点を感じるもので、その内容をもう少し御説明願ひないかと考へて存するのです。

○政府委員(高辻正己君) 開発事業の内容はどうかといふことでございまして、開発事業計画につきましても、これはその現地である北海道におきましても、又現在事実上開催されておりますところの北海道開発審議会というやうなところでいろいろ立案はされておるやうでございまして、併しこの事業をいたしましては、実は北海道総合開発計画を立案して北海道開発庁がこれから立案して行く、そのため

と、今までのように行われておりまして、別に全国的な一括した総合開発法案を制定するという趣意は、一応了解されるが、それと別個に北海道だけが国務大臣を頭に置いて、そういう総合開発をしなければならぬという、ただ単に北海道が今まで明治初年から特殊な開発をやつて来たからという、その沿革の上に根拠をおくように言われるが、どうもそれでは何か北海道だけが、然らば今までの北海道の情勢が悪かつたのが、悪いために特別に国家で干渉しなければならぬのか、これも考えられるが、そういう点について伺ひます。

○政府委員(高辻正己君) 北海道といふものは、これは一つには今申上げたような特別な北海道拓殖というように、観点から、相当長い期間に亘つて開発事業といふものがなされて来ておつたのが一つの特殊な事情であります。と、それから、何と申しましたも北海道は他の地方に較べましては、先程申上げましたように非常に広汎な区域に亘つておりますので、その人口も未だ十分に入つておりませんし、そんな関係も影響もありませんし、これはおのおの相互に影響して来るのであります。ところが、産業も非常に遅れていて、いふやう、他と相当な開きがある土地でございまして、特にそちらの方は特別な考慮を拂ひ、併しながら他の方もこれは決して度外視するものではないといふやうな意味合におきまして、特に北海道について立法を設けたのが趣旨でございまして。

○政府委員(高辻正己君) 決してそういうわけではございません。今までも北海道の開発につきましても、国の費用によりましていろいろ計画を立て、それが実施をされてゐるのであります。が、それも大部分は、相当な部分は、現地におきましては北海道知事に委任して行われてゐるわけでございまして、この姿が将来どう変わりますか、この点は実はこの法案が直接にタッチしてゐるところではないのであります。即ち北海道開発事業を調査立案し、それからその事務の推進なり調整に當るといふことでございまして、その実施につきましても、おの／＼その実施機関が當ることになるわけでございまして。ただこの法案の狙ひといひますところは、何分にも北海道の開発の費用、予算の取り方と言ひますか、そういうものが実施の面に響くわけでございまして。そういうものが、各省各庁ばら／＼になされてゐるわけでございまして、そのために一貫性のある計画の実施といふことが満足に行かない恐れがあるわけでございまして。それを統

一的に北海道開発庁といふものを設けて、そこが一貫して計画を立案し、それを実施の機関に移して行く、こういうわけでございまして。従つて実施の機関としては、この法案から直接影響を受けるといふことはないのでございまして。

にこれが置かれる、そうしてその計画は二十六年から実施しようというわけでございます。実はこの計画そのものは今までに草案となるようなものは今までの審議会等であるのでございませうが、国の行く計画としては実はこれから計画して行くわけでございます。ただその事業が実施されます場合には、これは、法制の措置を要するものは法律として国会に議決をして頂くことになりまして、それから当然予算を要することになります。その予算の面におきましては、その計画が予算の面に現れて予算として議決をして頂くというふうなことになることは当然だと思ひます。従つてそういう際に計画の外貌というものがそこに現れて来るわけなのでございます。尙先程の御質問にも関連するのでございますが、現地の国の計画というものととの関係につきましては、特にこの法案の第三條におきまして、「関係地方公共団体は、開発計画に關し、内閣に対して意見を申し出ることが出来る。」という條項を設けまして、関係地方公共団体とありますように北海道自体なり、或いは北海道の中のいろいろな公共団体等がこの開発計画に關しましては、適宜内閣に対して意見を申出ることができるといふようなことになってございまして、その間の連繫を図るといふことに資してゐるわけでありませう。

○岩崎正三郎君 今度は地方自治庁の方へ聞きたいんですが、この法案は何と申しましても、北海道の自治体、地方公共団体として見れば有難いけれども、とにかくうるさいものであると思ふ。それで今の日本の大體の傾向は、

地方自治体を強化する、それが民主主義の出発の拠点になる、かような方向に日本の国策は向いておると私は思つております。こういうものがございませうのだから、政府でこういうふうなことを考へるものだから、やはり東京都でも、あちらこちらでも皆何か、自分で自分の権限を狭めると、言へば誤弊があるかも知れませんが、それに干渉されるがとときものをみずから作りたいといふような意向を持つて来る。こういう傾向を政府が出すことが政府の考へておるところの地方自治体の強化、従つて日本民主化の基本線に相反するように思へるんだが、地方自治庁の方は、如何お考へであるか。

○政府委員小野哲君 今日は実は官房長官が出まして御答弁に當るべき筈であります。所用のため私代りましてお答えしたいと思ひます。

只今お話がございましたように、地方自治体の運営の自主性をできるだけ維持して行くといふことは憲法の條章の明らかに示してゐる通りでございます。今回北海道の総合開発計画を立てます場合に、国の行政機関として北海道開発庁を設置しようとする目的は、すでに高辻君から御説明申し上げたかと存じますが、今回の開発計画が国策の一環としてこれを強力に実施する必要がある、従つて北海道開発計画に關する中央における関係行政機関の事務調整を図る必要もあるし、又予算の運用につきましてもこれが能率的な運用を圖つて行く必要がある、かような意味

合において中央に行政機関を設置することとなつたのでございませう。併しなから北海道自体の自治体としての行政事務は尚依然としてございまして、北海

道開発庁ができたからと申しまして、北海道全体に対する自治体としての行政運営を妨げるがとときことはなにより考慮されておるような次第でございませう。勿論國の行ふ事業もあれば、地方自治体である北海道庁自体の固有の事務もあるわけでありまして、北海道の特殊事情に基いた総合開発計画を調査立案して行くための機関が設けられることによつて、自治体である北海道自体の行政事務の執行を阻害するといふこととはないと考へておる次第でございます。これらの点につきましては、この法律案の内容といたしまして、國と北海道という地方自治体との間の調整を図る意味におきまして、関係地方団体の意見を申出ような道

も開いておりまして、その間の調整は適正に図り得るものと我々は考へておるような次第であります。従いまして岩崎さんのおつしやいましたように、開発計画を立て、又これを推進して行く場合に、自治体の自主性を阻害するといふ結果にはならないであらう、又ならないことを私共は期待してこの法律案を制定しようにいたしましたのでございませう。

○赤木正雄君 北海道の開発法案を見まして、北海道は成程外の土地と比べまして開発の遅れていることは認めております。併し、では外の、例えば四国、九州、本州東部地方、これがそれぞれ合理的に開発されてゐるか、一つの計画的の下にすべての資源が開発されてゐるかと言ひますと、決してそうではない。でありますからして、この際に特に北海道だけなぜかといふ法案をお出しになつたか、國全体を考へ例えて申しますならば、先ず第一に我々

が考へるのは、この陽度、太陽の光です。陽光でございます。この陽光といふことも第一考へなければならぬ。北海道は御承知の通り九州に比べまして太陽の熱度も少い。宮崎県のごとき遙かに太陽さんの光る時間も多い。一つ耕作をするについても、北海道で耕作をするがいか、宮崎で耕作をするがいかといふならば、若しも土地が許し得るならば宮崎の方が遙かにいいであります。これに反して又宮崎県に北海道のような森林を持つて来るといふことになる、これは北海道に森林を置いた方がいいのであります。そういう観点からして國全体としての計画を立てなければならぬ。これは大部分北海道だけの計画であつて、片手落であつて、國全体の総合計画はできていない。でありますから、この法案をお作りになる前に政府としましては國全体の総合計画と申しますか、開発計画と申しますか、そういうものを先ずお出しになりまして、その一部としてこういう法案を出すのが適當ではないか、この点に対するお考へは如何でしようか。

○政府委員(小野哲君) 只今赤木さんから御質問のありました御趣旨は誠に御尤もだと存じます。國全体の開発計画を立てまして、それと関連いたしまして北海道の総合開発計画を立てるといふことは、正しく御指摘の通りと思ふのであります。この法律案を提案いたしました根本の考へ方といたしましては、提案理由の際に御説明を申し上げましたように、北海道の資源の現状等も考へ、又我が國における人口の問題の解決等から考へますと、更に又北海道に対する

従来の國の開発政策といふものをも考慮に入れますといふと、勿論國土の総合開発の一環として考へなければならぬことは重々御尤もであり、又さうな考へ方の下に、北海道の総合開発計画を樹立して行くべきであるといふことは勿論であるのであります。北海道自体の問題を考へますと、経済的にも、又政治的にも、これと切離して緊急に樹立する必要があると考へるのであります。併しなからそれかといつて、國の総合開発と全然遊離した状態において進行すべきものではないので、やはり國全体の総合開発計画の一環として考へなければならぬことは全く同感でございます。ただ如上申述べましたような、この法律案を提案する基本的な考へ方から出発いたしまして、北海道については政府としては、緊急を要するものであり且つ重要な現下の課題である、かように考へましたので、この法律案を提案するに至つたような次第でございませう。

○赤木正雄君 北海道の開発の必要があることは存じておりますが、併し今申した通りに國全体の開発を考へて、仮に今北海道に沢山の人がこれから住まわなければならない、それがために相當の森林を伐採する、或いは土地を耕地を作つてしまふ、北海道だけの考へを持つならばそれで結構であります。が、國全体を考へた時に、やはり北海道は森林としておいた方がよかつたか、そういうふうなことは、必ず國全体として考へた場合には出て来るのであります。でありますから、北海道だけでなしに、私はやはり國全体の総合開発計画と言ひますか、そういう法案を作つて、その一部として北海道の開

発をなすのがこれは適當と思ひますが、そうでないといふ、今次官のお話の通り、北海道だけとしては何分そういう急な開発を要しようが、開発した結果、これが行き過ぎてしまつたといふことであつては、なか／＼取返しつかないことでもあります。その点から申しますと、やはり国全体の計画を立てて、その内部において北海道の計画を立てていくのが順序である、こういうふうに思ひますが、如何でございますか。

○政府委員(小野哲君) 赤木さんの御意見は誠に一々御尤もでございます。政府が国土全体に亘る開発計画を樹立すべきであるという意向をも持つておるようなわけでありまして、これに必要な措置も考へておるようなわけでございす。この北海道開発法が御審議の結果成立いたしました場合におきましては、先程私からも申し上げましたように、国の総合開発計画の一環として、又これと調和を図りつつ北海道総合開発計画を北海道開発庁を中心として立てる考を持つておるのであります。従つて只今提案いたしました北海道開発法が成立いたしましたとしても、今後の取運び方につきましては、十分に国全体の総合開発計画と見合ひつつ、北海道の総合開発計画を当該関係中央機関において樹立して行くという建前を取つて参りたい、又さようなやり方が必ず調和を取りつつ行ひ得るものと確信をいたしておるような次第でございます。只今御指摘になりましたように、国の総合開発計画が未だ実施されないに、北海道のみについてこれを行うといふことは、後から考へてむしろ行き過ぎであるとか或いは物足りないとい

ふうな問題が起りはしないかという御懸念も御尤もと存じますが、その間は政府内部において適當に調和を図りつつこれを進めて行くといふことは可能であらう、かように考へておる次第でございます。

○赤木正雄君 今次官のお話大体分りました。併し二十六年からの開発の事業に着手するやうなことがあるように思ひますので、国全体に対する開発計画と申しますか、或いは国土計画と申しますか、それはいつ頃お出しになる考でありますか。それを数年先によつてしまつて、二十六年から北海道をやつてしまふ。そこに又非常に時間のずれが来て、折角私が今日申した通りの、又次官もお話のような点に副わないといふやうなことがあつては、これは取返しがつかない。国全体の国土計画、或いはさういふ計画はいつお出しになるのでありますか。

○政府委員(小野哲君) 現在におきましても政府は、北海道開発の重要性に鑑みまして事実上の審議會を設置いたしまして、着々これが立案に當つておるのは御承知の通りであります。又同時に国土開発に關しましては、機關を設けて進行をいたしておるのであります。特に北海道を取上げまして只今申しましたやうな審議機關を設けております意図は、内閣としては、北海道が特に当面する緊急且つ重要な地域であり、又課題を提供しておるという点に鑑みてこれが審議に當つておるものとして考へておるのであります。従いまして政府はできるだけ、国土全体の開発計画の樹立に當りまして、法制的にも又實際的にもこれを推進して参りたい、かような意図を持つておるのであ

ります。と同時に北海道開発計画は、この法律案にもその旨を掲げておりますように、昭和二十六年からこれに着手するといふことに相成つておりますが、すでに二十五年におきましても国の施行する北海道の開発に關する事業もあるものでございすので、これに關しましては必要な調査をいたした、かた／＼国土全体の開発計画も樹立されることに相成りますので、兩々相俟つて政府としてはその間の調整を図りつつ、できるだけ速かに北海道の開発計画を樹立いたしまして、これを実行に移すやうに努力して参りたい、かような所存を持つておるやうな次第でございます。

○赤木正雄君 今お話の国土全体としての開発計画も樹立しつつあるといふやうなことを承りましたが、それはいつ頃できるのでしょうか。

○政府委員(小野哲君) この問題につきましては、私からいふ結論が出るということを申上げるとは困難でございますが、政府として国土開発につきましても準備いたします法制的措置を取つて参りたい、こういう考を以ちまして、言わば国土開発法とでも申すやうな法律案をできるだけ速かに国会に提案いたしまして御審議を仰ぎたいという考を持つておる次第でございます。

○赤木正雄君 今お話の国土全体の開発、これが法案でも作つて見たいといふお話であります。そういう問題について今どの省で御審議しておられますか。

○政府委員(小野哲君) 私の考えますところでは、法制的には経済安定本部が中心になつて国土総合開発計画の問

題を取上げることと存じますが、先程触れましたように、事実上設けられました国土開発審議會がございすので、従来この審議會が實際上中心となつて検討を加えておる、かように存じております。

○赤木正雄君 その国土開発審議會はどの点まで審議しておるのでありますか、どうですか。

○政府委員(小野哲君) 国土総合開発の審議會は、御承知のように内閣総理大臣の諮問的な機關として設けられておりますので、未だ内閣総理大臣に對して答申をする時期にはなつておりませんと考へております。従いまして私自身としてどの程度までの審議が進んでおるかといふことをここに明らかにいたし難いことを遺憾に存じます。又先程申しました行政機関といたしましては、経済安定本部が中心となつておるのであります。これは御承知のように、それ／＼の官庁が、その所掌事務については執行機關としての責に任じておりますので、経済安定本部としてはこの間の総合調整の任に當る、かように解釈いたしておる次第でございます。

○赤木正雄君 それでは経済安定本部は今まで北海道開発そのものを審議しておるのでありますか、どうですか。

○政府委員(小野哲君) この北海道開発法案を立案いたしました趣旨は、又この法案が成立いたしました以後における運用の点については、先程高辻君から御説明を申上げたやうでございますが、尙後高辻君から更に補足的な説明をいたすこととして、概略を申上げますと、この北海道開発計画を立てまして、これを実施するといふ問題につ

きましては、北海道開発庁は、この法案にもございすように、開発計画を樹立いたしまして、さうしてこの開発庁が開発計画について調査及び立案し、並びにこれに基く事業の実施に關する事務の調整及び推進に當るといふのが任務になつておまして、個々の当該関係行政機関が執行機關としてこれに當ることに相成つておりますので、北海道開発庁自体がすべての予算をここで取りまとめ、或いは移し替へ、又はその実施に當る、こういうことではないのでございすから、従つて経済安定本部との關係におきましては、何らこの間において摩擦を生じ得ないやうな立場において北海道開発庁の権限なりが考へられておる、かように解しておるやうな次第でございます。尙詳細につきましては補足的な説明を高辻政府委員から申上げたと思ひます。

○政府委員(高辻正己君) 只今政務次官がお話になりましたのと大差は勿論ないわけでございますが、若干補足いたしますれば、経済安定本部と北海道開発庁との關係がどうなるかといふことを申上げれば或る程度御理解に供することができると存するのであります。経済安定本部は御承知のやうに、経済安定の基本的な政策を企画立案しまして、関係行政機関の事務を総合調整し、それから推進するといふことをその重要な任務といたしておるわけでございますが、経済安定本部に對しましては、北海道開発庁も、今申上げたやうな経済安定本部の本来の事務といふものが、国全体の経済安定の基本的施策といふことを内容としておりますので、北海道開発庁もそ

うふうな問題が起りはしないかという御懸念も御尤もと存じますが、その間は政府内部において適當に調和を図りつつこれを進めて行くといふことは可能であらう、かように考へておる次第でございます。

○赤木正雄君 今次官のお話大体分りました。併し二十六年からの開発の事業に着手するやうなことがあるように思ひますので、国全体に対する開発計画と申しますか、或いは国土計画と申しますか、それはいつ頃お出しになる考でありますか。それを数年先によつてしまつて、二十六年から北海道をやつてしまふ。そこに又非常に時間のずれが来て、折角私が今日申した通りの、又次官もお話のような点に副わないといふやうなことがあつては、これは取返しがつかない。国全体の国土計画、或いはさういふ計画はいつお出しになるのでありますか。

○政府委員(小野哲君) 現在におきましても政府は、北海道開発の重要性に鑑みまして事実上の審議會を設置いたしまして、着々これが立案に當つておるのは御承知の通りであります。又同時に国土開発に關しましては、機關を設けて進行をいたしておるのであります。特に北海道を取上げまして只今申しましたやうな審議機關を設けております意図は、内閣としては、北海道が特に当面する緊急且つ重要な地域であり、又課題を提供しておるという点に鑑みてこれが審議に當つておるものとして考へておるのであります。従いまして政府はできるだけ、国土全体の開発計画の樹立に當りまして、法制的にも又實際的にもこれを推進して参りたい、かような意図を持つておるのであ

題を取上げることと存じますが、先程触れましたように、事実上設けられました国土開発審議會がございすので、従来この審議會が實際上中心となつて検討を加えておる、かように存じております。

○赤木正雄君 それでは経済安定本部は今まで北海道開発そのものを審議しておるのでありますか、どうですか。

○政府委員(小野哲君) この北海道開発法案を立案いたしました趣旨は、又この法案が成立いたしました以後における運用の点については、先程高辻君から御説明を申上げたやうでございますが、尙後高辻君から更に補足的な説明をいたすこととして、概略を申上げますと、この北海道開発計画を立てまして、これを実施するといふ問題につ

の方面においては他の行政機関と同様な立場に立つてございませう。要するに北海道開発計画は国民経済に關する経済安定本部のこの全体の計画の枠の中で立案されて参ることになるのでございませう。併しながら現在はどうかということになりますと、現在ではこれは各省が別に北海道開発計画というふうな、まとまつたその一つの計画に基いていろいろ施策をしておるといふことは必ずしも言えないのでございまして、各省が各省の視野からいろいろな計画を立てておるわけでございします。その間にもう少し能率的に、もう少し計画的な計画を立てましてそれを推進して行くということが、今まで述べましたような事情によつて特に必要であらうといふので、この北海道開発庁が設けられようとしておるわけなんでございませう。

○赤木正雄君 国土全体の総合開発委員会と申しますか、それが総理の諮問機関としてあるのであるが、その内容はここでまだ発表する点には行かない、こういうふうなお話がありました。それに北海道開発審議会というものです。足しておりますからして、その二つの關係がどういふふうな關係になつておるか、これは将来の日本全体の開発問題と、又仮にこの法案を認めた場合に、北海道開発による、この法案によるものと、その關係が非常に密接な關係にありますからして、この兩者の今までの状態が、若しも分り得るならば知りたいのです。若しもそれが、併し総理の諮問機関で、発表することではできんと言われれば甚だ遺憾であり

ますが、何とかどの程度まで国全体としての北海道の開発審議ができておるか分らないでしようか。若しもこれは御答弁にお困りの方だつたら特に求めませんが、如何でしようか。

○政府委員(小野哲君) 赤木さんの極めて周到な御質問に対して誠に敬意を表する次第でございします。北海道開発審議会があり、又国土開発審議会がありまして、両々相俟つてそれの使命において検討を加えて参つたのであります。北海道開発審議会はその後その作業も非常に進展いたしました。北海道総合開発審議会といたしましては、何としても速かに中央に適當な行政機関を設けて、北海道の総合開発計画に必要な調査、研究、立案をすることが必要であるといふような答申も実はいたしておるような次第でありまして、さういふ実情にあることを申上げて置きたいと存じます。

○岩崎正三郎君 いろいろ質問をいたしまして、私共が前から考へるところの全国的な国土計画法、或いは全国的な計画に關連するところの問題が先ず我々は先に考へられて、それに關連して北海道の開発といふものが出るのが当然の筋だと、我々はかように考へておるのでありますけれども、諸般の事情がそれを許さないような御説明があります。それが、それについてはまだ質問をしたいこともあり得るけれども、外にも委員会がありますので、本日はこの程度で打切つて貰いたいと思ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長代理(藤井新一君) 本日はこれを以て散会いたします。

午後二時五十九分散会  
出席者は左の通り。

内閣委員  
理事

委員

建設委員  
委員長

理事

委員

政府委員

地方自治  
政務次官  
小野 哲君  
總理府事務官  
兼法務府事務官  
官(地方自治  
庁連絡行政部  
長、法制意見  
総務室主幹)  
高辻 正己君

カニエ邦彦君

藤井 新一君

門屋 盛一君

小杉 繁安君

町村 敬貴君

堀 眞琴君

三好 始君

中川 幸平君

岩崎正三郎君

赤木 正雄君

石坂 豊一君

石川 一衛君

安部 定君

佐々木鹿藏君

昭和二十五年四月十一日印刷

昭和二十五年四月十二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所